第五十一条第三項を次のように改める。

3　第一項の磁気ディスクの構造は、日本工業規格X〇六〇六に適合する一二〇ミリメートル光ディスクでなければならない。

第百七条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項の規定にかかわらず」を「同項の規定にかかわらず」に改め、「、当該地役権の登記に同項の規定による記録をし」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　登記官は、前項の場合において、乙土地の登記記録に承役地についてする地役権の登記があるときは、当該地役権の登記に当該地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならない。

第百三十四条第一項及び第百三十九条中「第五項」を「第六項」に改める。

第百八十九条第一項中「（昭和四十二年法律第三十五号）」を削る。

第二百三十五条の見出し中「保存期間」を「保存期間等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二百三十五条の二　次の各号に掲げる帳簿の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

一　筆界特定受付等記録簿及び筆界特定関係簿　作成の年の翌年から三十年間

二　筆界特定事務日記帳及び筆界特定関係事務日記帳　作成の年の翌年から三年間

附則第四条第三項中「（第六条」の下に「、第二十七条の三第一号」を、「の用紙」と」の下に「、新規則第二十七条の三第一号中「登記記録」とあるのは「旧登記簿」と」を加える。

（鉱害賠償登録規則の一部改正）

第二条　鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「清算」を「その清算」に、「書面」を「市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）、登記官その他の公務員が職務上作成した書面」に改める。

第二十二条第一項中「場合又は」の下に「支払の登録を受けた」を加え、「支払の登録の抹消」を「その登録の抹消」に改め、「場合には、」の下に「申請書に」を加え、「市町村長又は区長の」を「市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が」に、「提出」を「添付」に改め、同条第二項中「登記名義人」の下に「又は支払の登録を受けた鉱業権者若しくは租鉱権者」を、「あるときは、」の下に「申請書に」を加え、「提出」を「添付」に改める。

第二十五条の二中「提出」を「申請書に添付」に改める。

（立木登記規則の一部改正）

第三条　立木登記規則（平成十七年法務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「第五項」を「第六項」に改める。

附　則

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、第一条中不動産登記規則第百七条、第百三十四条第一項及び第百三十九条の改正規定並びに第三条の規定は、公布の日から施行する。

○法務省令第十三号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、供託規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日

法務大臣　岩城　光英

供託規則等の一部を改正する省令

（供託規則の一部改正）

第一条　供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号中「市区町村長」を「市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十六条第一項において同じ。）」に改める。

第二十六条第一項中「市区町村長」を「市町村長」に改める。

（商業登記規則の一部改正）

第二条　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第五項第一号中「市区町村長」を「市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第六十一条において同じ。）」に改める。

第十七条の見出し中「帳簿又は書類」を「帳簿等」に改め、同条中「書類」の下に「若しくは書面」を、「含む」の下に「。以下「帳簿等」という」を加える。

第三十四条を次のように改める。

（帳簿等）

第三十四条　登記所には、法又はこの省令の他の規定に定めるもののほか、次に掲げる帳簿等を備えるものとする。

一　登記関係帳簿保存簿

二　登記事務日記帳

三　登記事項証明書等用紙管理簿

四　印鑑証明書用紙管理簿

五　決定原本つづり込み帳

六　審査請求書類等つづり込み帳

七　清算未了申出書等つづり込み帳

八　印鑑届書等つづり込み帳

九　再使用証明申出書類つづり込み帳

十　登録免許税関係書類つづり込み帳

十一　不正登記防止申出書類つづり込み帳

十二　整理対象休眠会社等一覧

十三　休眠会社等返戻通知書つづり込み帳

十四　事業を廃止していない旨の届出書つづり込み帳

十五　閉鎖登記記録一覧

十六　諸表つづり込み帳

十七　雑書つづり込み帳

2　次の各号に掲げる帳簿等には、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　登記関係帳簿保存簿　登記簿を除く一切の登記関係帳簿の保存状況

二　登記事務日記帳　受付帳その他の帳簿に記載しない書類の発送及び受領に関する事項

三　登記事項証明書等用紙管理簿　登記事項証明書及び動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第十三条第一項の概要記録事項証明書の作成に使用する用紙の管理に関する事項

四　印鑑証明書用紙管理簿　印鑑証明書の作成に使用する用紙の管理に関する事項

五　整理対象休眠会社等一覧　会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百七十二条第一項に規定する休眠会社の整理作業を実施するために必要な事項

六　閉鎖登記記録一覧　第八十一条第一項の規定により閉鎖した登記記録に関する事項

3　次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類又は書面をつづり込むものとする。

一　決定原本つづり込み帳　申請又は申出を却下した決定に係る決定書の原本

二　審査請求書類等つづり込み帳　審査請求書その他の審査請求事件に関する書類

三　清算未了申出書等つづり込み帳　第八十一条第二項及び第三項に規定する申出に係る書面並びに同条第四項の規定による通知に係る書面